

## ベネズエラにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	JEITA 日機輸	(1)	接収・国有化	<p>・政府は基幹産業(資源、エネルギー、鉄鋼、金融、食品、通信等)に対する国有化を進めてきたが、近年はその他の産業(流通等)も国有化の対象になりつつある。また、最近では遊休資産の接収の動きが出てきており、政府に遊休資産と見なされないための対策を実施している。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・民間資本の出資が石油・石油化学分野で50%未満に制限され、鉄鉱石開発で禁止されている。</p> <p>・2006年1月、チャベス大統領はオリコベルト超重質油プロジェクトに進出する各合弁企業におけるベネズエラ国営石油公社(PDVSA)の出資比率を60%以上に引き上げる大統領令を公布した。</p> <p>2008年3月、セメント産業、同年4月、鉄鋼会社の「国有化」(共にベネズエラ政府を60%以上の筆頭株主とする合併会社に移行)を発表し、2009年5月、石油関係事業の接収を可能にする法律の制定や製鉄関連企業の「国有化」を発表した。</p> <p>・ベネズエラ工業連盟(Conindustria)は、価格統制及び企業の接収の影響により、加盟企業の生産性が2012年～2016年の間に32%減少したと発表。また、2008年～2016年の間に、4,000社が倒産している。</p>		・改正財及びサービスのアクセス法(INDEPABIS法)
	日機輸	(2)	外資法における外資保護の不十分	<p>・国営化方針が急遽発出されるなど、外資が保護されているとは言い難く、配当送金に必要な外貨割当も保証されていない。</p>	・外資を保護する明確な条項の整備、並びに為替優遇制度の整備。	・ベネズエラ外国投資法
12 為替管理	日機輸	(1)	厳格な外貨管理規制	<p>・【為替制度の経緯】</p> <p>－2003年1月、外貨市場を停止</p> <p>－2003年2月、外貨取引はCADIVI(為替管理委員会)による事前許可制に変更...第1為替制度。実質的な固定相場制スタート(公定レート)</p> <p>－2013年2月、為替管理令に基づくSICAD導入(中銀管理下で実施される外貨競売制度)...第2為替制度。</p> <p>－2013年11月、為替管理強化のためCENCOEX(国家貿易センター)設立。</p> <p>－2014年3月、自由為替市場に類するSICADII導入...第3為替制度。</p> <p>－2015年3月、SICADIIに代わり、SIMADI(自由変動相場)が導入。</p> <p>－2016年、CENCOEX廃止。</p> <p>－2018年2月、食料品・衣料品等生活必需品輸入固定レートDipro廃止。</p> <p>【現状】</p> <p>－公定レート(DICOM): 1US\$ = 24,996 ボリバル</p> <p>－CENCOEX: 1US\$ = 10 ボリバル廃止 (2016年)</p> <p>－SICAD: 1US\$ = 13.5 ボリバル</p> <p>－SIMADI: 1US\$ = 約 200.0 ボリバル廃止</p> <p>上記の状況下、2010年度以降は販売が激減。会社存亡の危機に瀕する中、存続プラン(BCP)を策定・実施している。組織体制の縮小、その他あらゆる経費の極小化、適正マージンの確保を図りつつ、手持ちのUS\$の範囲内にて事業継続中。</p> <p>・二重為替の解消。 外貨割当の公正な運用。</p>	<p>・外貨割当の明確な基準の公示。</p>	<p>・SICAD</p> <p>・2003年2月5日付官報37625号公布の中央銀行の為替協定1号</p>

※經由団体: 各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2003年2月に導入された為替管理制度の下で、輸入対外利益送金のための公定レートによる外貨調達には外貨管理委員会(CADIVI)への申請・許可が必要。</li> <li>2009年以降、原油価格の下落の影響で外貨割当実施が2009年約4割減少したため、輸入や利益の本国送金に必要な外貨調達の許可がCADIVIから受け難い状況が生じ、企業は債権売買オペレーション(並行市場)を通じた外貨調達を行う必要が生じた。</li> <li>2010年5月19日、為替不正取締法が改正され、債権売買を通じて外貨調達する「並行市場」のオペレーションも中央銀行の独占権限となった。これにより債権売買オペレーションは、証券会社の仲介を排除して、中央銀行の監視の下で銀行が仲介する方式:外貨建債権取引システム(SITME)に転換した。</li> <li>2015年2月、為替協定33号(2015年2月10日付特別官報6171号に公示)により、「副次的外貨システム(Sistema Marginal de Divisas:SIMADI)(変動為替レート)」が導入。2017年1月時点のSIMADIの為替レートは1ドル約690ボリバル。</li> <li>マドゥロ政権も、引き続き外貨管理制度を維持し、2016年2月に固定相場(DIPRO)の新設、SIMADIの変動相場(DICOM)への移行、補完的な外貨供給システムSICADの廃止を発表。</li> <li>2016年3月9日、外貨管理オペレーション規則(為替協定35号)に基づく固定相場制「保護された為替レートの外貨オペレーション(DIPRO)」導入を発表。</li> </ul> <p>本協定発効日(3月10日)から保護された為替レートはボリバル買い(ボリバルへの両替)について1ドル=9.975ボリバル、ボリバル売り(ドルへの両替)について1ドル=10.00ボリバルとする。同様に本協定発効日(3月10日)から公的債務の支払いに適用されるレートは1ドル=10.00ボリバルとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2016年3月、為替協定35号(2016年3月9日付官報40865号に公示)により、「優遇された外貨システム(DIPRO)(固定為替レート)」が導入。為替レートは1ドル=10ボリバルで固定。それまで1ドル=6.3ボリバルの固定為替レート、12.5ボリバルの変動制のSICAD1レート、52ボリバルの変動制のSICAD2レート、200ボリバルの変動制のSIMADIレートの4つの公式為替レートが存在していたが、為替協定35号により、1ドル=10ボリバルの固定為替レート(DIPRO)と変動制のSIMADIレート(2017年2月21日現在、1ドル=約690ボリバル)の2つの公式為替レートに集約された。ただし、ボリバルをドルに両替する場合、公式為替レートで両替することは困難で、多くの場合は並行レートと呼ばれる政府管理外の為替レートで両替しているのが実態。</li> <li>2017年5月、SIMADI(副次的外貨システム)に取って代わる変動相場制「補足的なフロート制為替レートの外貨オペレーション」(DICOM)を導入。2017年5月23日、中銀は新たなDICOMの実施を発表した。2017年5月31日、新DICOMの1米ドルが2,010ボリバルで取引成立。総額2億4,100万米ドル供給と発表。</li> <li>2017年6月、SIMADIに代わる「補足的な外貨システム(DICOM)」が始動。2017年1月時点もSIMADIが継続して運用されているが、SIMADIとDICOMが厳密に区別されておらず、SIMADIの為替レートがDICOMの為替レートと呼ばれる場合もある。</li> </ul> <p>1回目(2017年5月25日～31日)のDICOMの為替レートは1ドル=2,100ボリバル。</p>		
	JEITA 日機輸 日機輸  日機輸  日機輸 日機輸	(2)	通貨切り下げリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年2月以降2015年末現在、公定レートの通貨切り下げは行われておらず、為替制度改定とともに通貨切り下げリスクは年々拡大している。</li> <li>既存3種の為替管理制度が存在しており、すべてが実質機能停止状況にあり、公定レートとの乖離も大きい。(マーケットレートは更にボリバル安 2018年2月現在、1US\$ = 240,000ボリバル)</li> <li>対本社ドル建連結決算における為替損を極小化するため、現地通貨建ネット資産の極小化を図っている。</li> <li>恒常的な現地通貨VEFの切り下げリスクが存在。</li> <li>現地通貨決算での為替差損を回避するため、ドル建て資産・負債のポジションをロング(資産&gt;負債)に維持しなければならない。即ち、輸入をドル調達の範囲で行わねばならない。</li> </ul>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>為替協定 35 号により、1ドル＝10 ボリバルの固定為替レート(DIPRO)と変動制の SIMADI レート(2017 年 2 月 21 日現在、1ドル＝約 690 ボリバル)の 2 つの公式為替レートに集約された。ただし、ボリバルをドルに両替する場合、公式為替レートで両替することは困難で、多くの場合は並行レートと呼ばれる政府管理外の為替レートで両替しているのが実態。</li> <li>2017 年 6 月、SIMADI に代わる「補足的外貨システム(DICOM)」が始動。</li> </ul> <p>2017 年 1 月時点も SIMADI が継続して運用されているが、SIMADI と DICOM が厳密に区別されておらず、SIMADI の為替レートが DICOM の為替レートと呼ばれる場合もある。1 回目(2017 年 5 月 25 日～31 日の DICOM の為替レートは 1ドル＝2,100 ボリバル。</p>		
	日機輸	(3)	外国先物規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質 USD の調達、支払が不可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の緩和。</li> </ul>	
	日機輸	(4)	為替管理体制の不備、頻繁な変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替レート変動を政府が管理しているため、為替が過大評価され、物価の上昇と共に米ドル換算価格も上昇。また外貨入手もほぼ不可能。</li> <li>為替政策が頻繁に変更されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替管理の廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替協定</li> </ul>
16雇用	JEITA 日機輸	(1)	最低賃金引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年は、年 5 回の最低賃金引き上げが実施される。</li> </ul>		
	JEITA 日機輸	(2)	厳格な労働基準・安全基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常に厳しい労働基準・安全基準を満たすため、多大なコストと労力を課せられている。</li> </ul>		
	JEITA 日機輸	(3)	硬直的な労働市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者層保護のため、労働市場は非常に硬直的。</li> </ul>		
	日機輸	(4)	外国人雇用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人従業員数は総従業員数の 10%以内、外国人給与送付額は総従業員給与の 20%以内としなければならない。</li> <li>外国人の人数・給与は総人員・給与総額の 10%以内に制限されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の撤廃。</li> <li>外国人雇用制限の緩和・撤廃。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働法第 17 条</li> <li>労働法第 27 条</li> </ul>
	JEITA 日機輸 日商					
	JEITA 日機輸 日機輸	(5)	解雇の困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金の 3 倍以下の労働者は、正当な理由なく解雇できない。実質的に正当な理由付けは非常に困難。</li> <li>労働者保護に過度に偏った法令であり、労働条件の改定が容易ではない。</li> <li>大統領令による解雇禁止令(2018 年 12 月まで)が発布され、雇用の柔軟性に欠ける。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>97 年労働法第 125 条によると、強制解雇の場合には退職金補償段階表に定める額の倍額の退職金を支払わなければならない。</li> <li>97 年労働法第 27 条によると、10 人以上の従業員を雇用する企業はベネズエラ人が 90%以上で、給与総額の 80%を給付しなければならない。</li> <li>2002 年、3 カ月以上雇用した労働者の解雇や雇用条件の引下げを基本的に禁止する「解雇禁止特別令」(政令第 8.732 号)が施行され、以降延長が繰り返されている。</li> <li>2003 年 5 月、政府は 2003 年度に法定最低賃金を 30%に引上げを発表した。また、2005 年 5 月以降の不当解雇禁止令が再三延長されている。</li> <li>世銀「Doing Business 2009」によると、ベネズエラのビジネス環境は、181 カ国中、174 位で評価項目のうちで「従業員の雇用」は 181 カ国中 180 位、特に「解雇の困難度」は最低の 100 が付けられている。</li> <li>2011 年 12 月、解雇禁止特別令が再延長され、対象者の「最低賃金の 3 倍以下」の金額要件が削除された。</li> <li>マドゥローロ大統領は、2017 年 7 月 1 日より最低賃金を月額 Bs.65,021 から 50%増の Bs.97,531 に引き上げると発表。</li> <li>世銀「Doing Business 2018」によると、ベネズエラのビジネス環境は、190 カ国中、188 位。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労使に平等な条件への改定。</li> <li>大統領令の撤廃。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働法</li> <li>労働法第 27 条</li> <li>労働法(2012)</li> <li>石油産業協約など</li> <li>雇用法</li> </ul>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸	(6)	労働争議の頻発	・日系企業の自動車産業では大規模な労働争議が頻発し、生産継続に深刻な影響を与えている。		
20	独占	JEITA 日機輸	(1) 国有化政策による競争阻害	・国有化政策のため、あらゆるマーケットに公正な競争が存在せず、非常に非効率。2013年12月「家電製品に対する価格統制」が開始。価格統制施策は、オフイスビルの賃貸についても実施。		
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	JEITA 日機輸	(1) 行政手続の非効率の悪化	・チャベス前大統領死去後、あらゆる行政手続の非効率化が加速し、且つ突然の制度変更が頻発。マドゥロ新政権下、2013年11月「大統領授權法」制定により、政治・経済の不透明さが拡大。		
26	その他	JEITA 日機輸 日商	(1) インフレ亢進	・2017年度は、あらゆる物・サービスの価格の急上昇が継続しており、生活苦の主要因となっている。IMFは1月、2018年度消費者物価指数は、前年比1300%との見通しを示した。一方、家電商品の粗利益は価格統制により制限されており継続中。 <b>(対応)</b> ・IMFは、ベネズエラの消費者物価上昇率を2014年実績68.5%に対して、2015年190%、2016年の210%と予測。	・政府によるインフレ抑制政策の施行。	
			日機輸	(2) 政治情勢の不透明	・2015年12月に実施された国会議員選挙で野党が過半数を獲得。今までのように政府与党中心に進めてきた非効率・超社会主義の政策に歯止めがかかる期待がある一方で、政治状況は混乱度が増している。 <b>(対応)</b> ・2015年12月の国会議員選挙での大敗を受けて、マドゥロ大統領は2016年1月6日内閣を改造。 ・2017年7月30日、与党の統一社会党(PSUV)は7月30日、新憲法制定のための制憲議会選挙を強行。 ・2017年8月18日、制憲議会は野党勢力が多数を占める国会から立法権などの権限を剥奪したと宣言。今後はマドゥロ大統領を支持する勢力が全議席を占める制憲議会が国会の機能を引き継ぎ、憲法改正を進める。マドゥロ大統領は独裁体制を確立。 ・2017年8月19日、ベネズエラの国会開催、制憲議会による立法権剥奪を無視。マドゥロ政権寄りの最高裁は国会の行動は制憲議会を「軽視している」と非難し、今後の国会による決定はすべて「無効」と宣言。国際社会からはマドゥロ大統領派による独裁だとして批判集まる。米国、英国、スペイン、南部共同市場(メルコスル、Mercosur)は制憲議会を承認していない。 ・2017年12月10日、全国市長選挙とスリア州知事再選挙を実施。野党連合のボイコットにより与党は300市以上で勝利するも、マドゥロ大統領は、ボイコットした野党連合が大統領選挙に統一候補を擁立することは認めていない。2018年12月に予定されている大統領選が2018年4月に前倒しの可能性。 2018年1月23日、制憲議会は、大統領選挙の期日を2018年中から2018年4月末以前に前倒しすると発表した。マドゥロ大統領は党の指名があれば出馬し2期目を目指す用意があるもよう。	
	フル工 自動部品	(3) 国家崩壊による事業展開の困難	・国自体が崩壊しており、基本物資も不足している状態で、同国でのビジネスの展開もままならない。外貨を取得することもできず、実質輸入できない状態が続いている。	・経済・市場の再構築。		